Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 23 2005年06月20日

チリ工業所有権法の改正について

新法となる工業所有権法第19，996号が公布されました。補足規定（施行細則）の制定・公布を待って施行となります。

また、補足規定については、年内に公布される予定であります。

新法の詳細情報及び経過措置は未だ入手しておりませんが、主な改正点は下記のとおりです。

記

1. 新法施行後においては、外国特許に基づく再確認特許は付与されなくなる。
2. 不特許事由が緩和される。
3. 特許の存続期間は出願日から20年となる。（現行法では、登録日から15年である。）
4. 年毎による年金納付制度が導入される。
5. 上記の改正点は新法施行後に出願される特許出願から適用される。

以上

（情報提供：Lysaght & Co.）